

議第96号

平成24年度滋賀県病院事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 平成24年度滋賀県の病院事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益		千円 19,165,535	千円 105,099	千円 19,060,436
	1 医業収益	16,346,025	60,697	16,285,328
	2 医業外収益	2,613,490	52,348	2,561,142
	3 附帯事業収益	206,020	7,946	213,966

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用		千円 19,075,279	千円 53,267	千円 19,022,012
	1 医業費用	18,247,755	101,096	18,146,659
	2 医業外費用	621,504	2,102	623,606
	3 附帯事業費用	206,020	7,946	213,966
	4 特別損失	-	37,781	37,781

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,144,763千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 2,551,000	千円 174,893	千円 2,376,107
	1 企業債	916,100	20,800	895,300
	2 補助金	968,366	120,750	847,616
	3 負担金	666,534	44,343	622,191
	4 寄附金	-	11,000	11,000

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出		千円 3,673,027	千円 152,157	千円 3,520,870
	1 建設改良費	1,963,358	147,343	1,816,015
	2 企業債償還金	1,709,669	4,814	1,704,855

（企業債）

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補正前限度額	補正後限度額
成人病センター病院整備事業費	千円 811,800	千円 791,500
精神医療センター病院整備事業費	33,800	33,300
計	916,100	895,300

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
職員給与費	千円 8,887,710	千円 203,902	千円 8,683,808

(他会計からの補助金)

第6条 院内保育所の運営、がん診療連携拠点病院機能強化、医師派遣機能整備、地域看護職等の確保、新人看護師研修、地域医療福祉体制整備および地域ICT利活用広域連携事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前の額	補正額	計
補 助 金	千円 108,603	千円 12,754	千円 121,357

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額を、次のとおり補正する。

科 目	補正前限度額	補正後限度額
貯 蔵 品	千円 4,150,000	千円 4,270,000

上記の議案を提出する。

平成25年3月13日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子